



子どもをまもる

医療関係者向け児童虐待対応リーフレット



は じ め に

平成12年に児童虐待の防止等に関する法律が制定されてから、全国の児童相談所の児童虐待相談件数は毎年増加の一途をたどっています。

長期にわたる愛情遮断や繰り返される身体的暴力、子どもの尊厳を否定する心理的暴力、性的暴力は子どもの心身の発達に重大な影響をもたらすことが知られています。

説明のつかない不審な様子や、子どもの不自然な様子、子どもの健康に関心の薄い保護者、ちぐはぐで支配的な親子関係など、気になる患者様が受診された時は、裏面の関係機関への通報・連絡をお願いします。

1 児童虐待とは

児童虐待防止法に定義された4種類の児童虐待と具体的な虐待行為

虐待の種類	定義された虐待行為	具体的な行為と結果など
身体的虐待	児童の身体に外傷を生じるような暴行を加えること	首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、タバコの火を押し付ける、熱湯をかける、冬戸外に締め出すなど生命・健康に危険のある行為
性的虐待	児童にわいせつな行為をすること、させること	子どもへの性的行為の強要・教唆、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要するなどの行為
ネグレクト	著しい減食、長時間の放置、保護者の監護を怠ること	重大な病気になっても病院につれていかない、乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車の中に放置する、適切な食事を与えない、極端に不潔な環境の中で生活させるなど保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為 保護者以外の同居人による身体的・性的・心理的虐待と同様の行為を保護者が放置することも含まれます
心理的虐待	児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	子どもの心を傷つけるようなことを繰り返し言う、無視する、他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをするなど心理的外傷を与える行為 子どもの目の前での配偶者に対する暴力も子どもに著しい心理的外傷を与える場合は虐待にあたります

(参考:子どもの虹情報センターHP)

2 児童虐待の影響

児童虐待は子どもへの人権侵害であり、時には生命をも脅かし、心に深い傷を残し、人格形成に大きな影響を与えます。児童虐待による不適切な扱いや心理的外傷は、人格や知的発達を阻害し、情緒や行動面にも深刻な影響を与えます。非行、不登校、引きこもり、自殺企図、思春期以後に現れる精神疾患など様々な社会的不適応行動の原因になることもあります。

3 医療関係者の役割

・児童虐待の早期発見・通告は医療機関と医療従事者の責務です

病院、学校、児童福祉施設などの団体、及び医師、保健師など、児童福祉に職務上関係のある者は、子どもの虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、子どもの虐待の早期発見に努める義務があります。(児童虐待防止法第5条第1項)

・通告義務は守秘義務に優先します

虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、市町村、福祉事務所、または児童相談所に通告する義務があります。(児童福祉法第25条、児童虐待防止法第6条第1項)

この通告によって、医療関係者が守秘義務違反(刑法第134条・個人情報保護法第16条第1項等)に問われることはありません。
(児童虐待防止法第6条第3項・個人情報保護法第16条第3項)

医療機関の役割は、虐待を見逃さないこと、子どもの安全を守ることです。

4 児童虐待対応の流れ

発見と診断

- ・診察時には「子どもの虐待」を鑑別診断にあげること。
- ・保護者や子ども本人が否定しても虐待のことがある。
- ・「しつけ」との主張は虐待を否定する根拠にならない。

虐待を疑ったら

・緊急介入が必要かどうか重症度の把握

「家に帰せるかどうか」=「児童の生命の安全が確保されているか」の判断が重要です。

・疑つたらまず市町村・児童相談所に電話で連絡をお願いします

虐待との確信が持てないからと見逃したり、医療機関だけで判断するのは危険です。家庭環境の調査・関係者からの聞き取りなどを行い、虐待の有無を最終的に判断するのは児童相談所です。児童相談所は夜間・休日でも緊急受付可能です。

通告する前に保護者の承諾を得る必要はありません。しかし明らかに不自然な病状の場合や親が加害を認めている場合(しつけの名目であっても)は、法律に基づいて市町村や児童相談所に連絡する旨、親に伝えさせていただくことが有効です。

・事件性がある場合(傷害・意識不明・致死等)は警察への通報も検討します

・年齢、月齢、日齢が低いほど虐待死のリスクは高まります

月齢0か月、日齢0日の乳児が数多く犠牲となっています。周産期から関係機関との連携も必要となります。

入院での対応の必要性

虐待は繰り返されます。入院させて対応するのが原則です。入院により子どもの安全の確保ができます。入院にあたっては子どもの具合があもわしくないこと、詳しく検査が必要なことなどを述べて、入院が必要なことを納得してもらうのがよいでしょう。

児童相談所への一時保護

入院中あるいは外来に来た子どもに虐待が疑われる場合、子どもの生命・安全を確保するために、家に帰さないことが必要になります。そのため活用できる強力な制度に「一時保護」があり、児童相談所長がその責任と権限で、保護者及び子ども本人の同意を要さず、子どもを一時的に保護することが出来ます。また保護者が強く退院を希望し、医療機関のみでは退院を思いとどませることが出来ない場合は、児童相談所からの「一時保護委託」として入院を継続する方法もあります。

「一時保護」及び「一時保護委託」は、児童相談所長が必要性を判断し決定されます。医療機関が入院の必要性を判断した場合であっても、適用の有無は児童相談所が判断することになりますので、児童相談所と十分協議をしてください。

間違って通告した場合はどうなるのか

通告後の調査により、結果として通告した情報が正しくないことが明らかになった場合でも、故意に誤った通告を行ったのでなければ、刑事上も民事上も責任を問われることはありません。

診療録の書き方

医師の診療録(カルテ)は、児童虐待を疑ったときの証拠として、とても重要です。

診療録(カルテ)記載のポイント

(問診)

- 話した言葉をそのまま記載する(誰が話したかはつきり分かるように)。
⇒親の説明内容と実際の傷が一致しない場合や、内容説明がコロコロ変わる場合も、親の言葉をそのまま記載しておく。

(身体所見)

- 外傷や熱傷は、部位・大きさ・形・色・数などを詳しく記載する。
- 治療を必要とするものだけでなく、治癒過程にあるものも記載する。
- 外傷や熱傷はできるだけ写真を撮るようにする(定規など大きさの基準となるものと一緒に撮る)
- 保護者には、「外傷の経過をきちんと診ていくために、写真で記録を取っておくことが大切なので」と説明すると良い。子ども本人への説明も、同様な内容で良い。

(診断書・意見書の記入例)

診断書(意見書)

患者氏名 ○○○○ 生年月日○年○月○日生

住 所 島根県○○市○○町○丁目○-○

傷病名 ○○○○、△△△△

診断所見 平成○○年○○月○○日から○日間の
入院加療を要す。

なお、上記傷病名については、親が言う
ように児童が自ら転倒しただけで、
また、児童を抱いていて落としただけで
できるものではない。

殴打の可能性が否定できない。

平成○年○月○日

○○医院(病院) 医師名

診断書について

- 診療録(カルテ)に基づいて診断書(又は意見書)の作成を児童相談所から依頼することもあります。(その場合の診断書料については児童相談所の方で負担することも出来ます。)
- 診療日時を記載する。(時間も正確に記録しておく。)
- 家族の気になる言動についても、そのまま記載する。(診察中、子どもを心配することなく、携帯ゲームに熱中していたなど)
- 虐待であると断定できるものは稀であり、診断所見に「虐待の疑いがある」とコメントすることは難しいものがあります。しかし、保護者からの事情聴取の中での食い違いや矛盾を医師の経験から記入してください。

5 歯科における児童虐待の早期発見の重要性

・歯科疾患は、自然治癒がない

内科的な疾患では自然治癒することもあり、多くの疾患ではその痕跡も全く残りません。それに対し、歯科疾患、特に歯牙疾患では、ある程度う蝕が進んだり、破折した場合には、自然に回復することはありません。

・治癒の痕跡が残る

歯牙疾患を治療した場合、軽度な時は困難な場合もありますが、治癒のあとははっきりとわかり、またその治療内容により、元の歯の状態の重症度もかなり推測できます。

・学校健診では経年変化が確認できる

学校歯科健診では、義務教育の間は必ず1枚の用紙で、口腔の状態を縦覧できます。以前からう蝕の歯牙がそのままであるとか、ある時期から急にう蝕が増えたなどが一目でわかります。

・歯科治療は継続することが多く保護者と関わりを持つ機会が多い

一般的な歯科治療においても、保護者に治療計画を説明したり、家庭での生活習慣について指導したりします。また多くの治療が1度では終わらないため、次の予約を取り、数回の治療で人間関係などを把握することも出来ます。

顔面、口腔、歯にみられる損傷の特徴

頭部、顔面の損傷	頭蓋損傷、外傷性脱毛、耳介部の挫傷 鼻骨骨折、咬傷
口腔の損傷	口唇の腫脹、挫傷、裂傷、口角部の挫傷(猿ぐつわ痕等)、 小帯の裂傷、口蓋粘膜、頬粘膜の挫傷
歯と歯周組織の損傷	正当な説明のない歯の破折 歯が動搖・脱臼・変色
骨の損傷等	顎骨骨折、陳旧性骨折(不適切な治療)、陳旧性骨折による不正咬合 外傷性顎関節炎、外傷後の開口障害など
う蝕(虫歯)・感染症	未処置の多発性う蝕 未処置の感染症(顎骨炎、蜂窩織炎、上顎洞炎)

(都築:Senn and Alderより改変)

ネグレクトの口腔・歯の診断における注意点

①多数の未処置のう蝕や歯肉の腫脹

子どもへ十分な食事や歯磨きをさせていない。

②口腔清掃不良による

極端な歯垢沈着や口臭など

インスタント食品や清涼飲料類など偏った食事



● ● ● 早期発見のためのチェックリスト ● ● ●

虐待を受けた子どもは身体面や心理面や態度に症状および所見がみられます。早期発見のためには注意深く観察することが必要です。チェックリストのいくつかの項目にあてはまるようであれば児童相談所、または市町村等の関係機関に連絡します。

虐待されている子どもの特徴

【子どもの健康状態】

- 不自然な外傷(あざ、打撲、骨折、火傷、タバコを押し付けた跡)がある。
- 不自然な外傷が繰り返し起きている。
- 極端な栄養状態や発達の遅れ(低身長、低体重)。
- 必要な医療ケアがなされていない。
- 排泄行為に痛みを伴う。下腹部の痛み。

【子どもの様子】

- 表情が乏しい(無表情・凍てついた凝視)。
- 自分の中の殻に閉じこもり、人を避けようとする。
- 態度がおどおどしている。おびえている。
- 親の顔色をうかがったり、親を避けようとする。
- 落ち着きがなく乱暴。他の子どもに対して攻撃的な態度をとる。
- 自虐的行為をする(頭を壁に打ち付ける等)。
- 髪の毛や手足などが極端に不潔。
- 不潔な服装や、きょうだいとの服装の差が激しい。悪臭を放っている。
- 食事に対して異常な執着を示す。
- 無気力
- 性的なことに過度の関心がある。あるいは男性を極端に避ける。

【親の様子】

- 子どもへの接し方が不自然である(抱こうとしない、泣いてもあやさない、関わりが少ない等)。
- 子どもに対する拒否的な発言がある(見たくない、触りたくない、イライラする、かわいくない、誰かに預かってほしい等)
- 感情のコントロールが不得意である。常にイライラしている。
- 偏った育児感を持ち、厳しいしつけをしたり、叱責が多かったりする。
- 子どもの扱いに自信がなく不安が強い。
- 親の行動を優先させる。
- 月齢にあわない食事の与え方をしている(不適切なミルクや離乳食の与え方、アルコール等を与える。)
- 事故への配慮がない(無造作に椅子の上に置く等)。

これらの兆候が必ずしも虐待に起因しているとは限りませんが、これらの兆候が示されるようになったり、今までとは極端に異なった行動を示すようになったら虐待されている可能性もあり、子どもや親子の行動、態度に注意を払う必要があります。

●●●児童虐待に関する相談窓口・通告先●●●

児童相談所の連絡先

機関名	電話番号	
中央児童相談所	0852-21-3168	一般の相談は月～金の8:30～17:15ですが、児童虐待の通告は24時間365日対応しています。 隠岐相談室は休日夜間は中央児童相談所に連絡願います。
中央児童相談所隠岐相談室	08512-2-9810	
出雲児童相談所	0853-21-0007	
浜田児童相談所	0855-28-3560	
益田児童相談所	0856-22-0083	

市町村の連絡先

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
松江市	家庭相談室	0852-55-5484	飯南町	保健福祉課	0854-72-1770
浜田市	子育て支援課	0855-25-9331	川本町	健康福祉課	0855-72-0633
出雲市	子育て支援課	0853-21-6604	美郷町	住民福祉課	0855-75-1213
益田市	子育てあんしん相談室	0856-31-1977	邑南町	福祉課	0855-95-1115
大田市	子育て支援課	0854-82-1600	津和野町	福祉事務所	0856-72-0673
安来市	子ども未来課	0854-23-3209	吉賀町	保健福祉課	0856-77-1165
江津市	子育て支援課	0855-52-2501 (内線1233)	海士町	健康福祉課	08514-2-1823
			西ノ島町	健康福祉課	08514-6-0104
雲南市	健康推進課	0854-40-1045	知夫村	村民福祉課	08514-8-2211
奥出雲町	福祉事務所	0854-54-2541	隠岐の島町	福祉課	08512-2-8577

警察署の連絡先

警察署名	電話番号	警察署名	電話番号
松江警察署	0852-28-0110	江津警察署	0855-52-0110
安来警察署	0854-22-0110	浜田警察署	0855-22-0110
雲南警察署	0854-45-9110	益田警察署	0856-22-0110
出雲警察署	0853-24-0110	津和野警察署	0856-72-0110
大田警察署	0854-82-0110	隠岐の島警察署	08512-2-0110
川本警察署	0855-72-0110	浦郷警察署	08514-6-0121

参考文献

- ・岐阜県「子ども虐待」の早期発見・援助のための医療機関向けリーフレット 平成23年3月
- ・愛知県 医療機関用 子どもの虐待対応マニュアル 改訂版 平成19年3月
- ・東京都 チームで行う児童虐待対応～病院のためのスタートアップマニュアル～ 平成21年3月
- ・子どもの虹情報研修センター ホームページ
- ・島根県歯科衛生士会「乳幼児期歯科保健支援マニュアル」 平成21年3月
- ・日本小児科学会ホームページ「子ども虐待診療手引き」